

五監公告第 11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

学校教育課

3. 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成26年9月29日～平成26年10月28日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

要保護及び準要保護児童生徒の認定において、学校からの申請書提出の遅れに伴う認定の遅延事例があった。学校には速やかな申請書の提出を指導され、事務処理に遺漏のないよう努められたい。

(2) 所見

奨学金貸付金の滞納繰越額が年々増加傾向にある。これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても滞納繰越を生じないよう努められたい。